

9. 不定貫貨物に対する基本的な考え方

1. 不定貫貨物とは

不定貫貨物とは、一荷口の個々の重量が一定でない貨物のこと

2. 不定貫処理の種類

| 呼称 | 意味 | 検量表 | 料金 |
|-------|------------------|-----|---------------|
| 検貫 | 実際に重量を計測し記録する | 必要 | 実費作業料 |
| 切付け | 表示重量の記録をする | 必要 | 原価的には荷役料の三割程度 |
| 平均重量 | 一荷口の総重量÷個数 | 不要 | |
| 見なし定貫 | 実重量は解らないが取り決めた重量 | 不要 | |

※検貫時の重量計測には、個々、パレット、トラックスケールなどがある

検量とは検量表への記入が必要な場合を言う

3. 検貫・切付けについて冷蔵倉庫の責任

冷蔵倉庫における重量とは、保管料などの料金を計算する為に必要な数値で、冷蔵倉庫の原則は個数管理であり数量（kg、リッター）は付帯情報に過ぎず、そこに責任は発生しない。

また冷蔵倉庫業者は量目を計測・記録はするが内容不検の原則により、中身を検査しないので量目に関する責任はない。切付においては、冷蔵倉庫業者が重量を計測・表記したのではなく、表記を書き写すだけでその記録した量目に責任を持つ事は出来ない。

そうしたことから冷蔵倉庫業者が検量した結果の重量を基にした売買などの商取引についても一切の責任を負わない。つまり冷蔵倉庫業者は「重量不検査」が原則である。

検貫・切付けの料金を収受する際、「検量作業料」とするか「検量手数料」とするかは、作業実態に合わせ、検貫の場合は「作業料」、切り付け等の場合は「手数料」とするのが一般的である。

4. 重量の出切り処理

出庫時に検量した結果は、その都度寄託者へ報告する。出切り時点の重量過不足残高は、保管台帳（出切り台帳）に記録として残すが、この重量過不足については、冷蔵倉庫業者は一切責任を負わない。

5. 桁数

重量の小数点以下の桁数については寄託者からの指定がない場合、小数点1桁とするのが一般的で、小数点二位以下は切り捨てをする。

ポンド～Kg換算係数については、寄託者からの指定がない場合「0.45359」を原則とする。